

「年報 体育社会学」投稿に関わる諸規程等一覧.

1. 「年報. 体育社会学」投稿規程.
2. 「年報. 体育社会学」投稿の手引き.
3. 「年報.体育社会学」投稿倫理規程.
4. 「年報.体育社会学」論文審査要領.
5. 論文審査に関する申し合わせ.
6. 日本体育社会学会 編集委員会運営細則.
7. 「年報 体育社会学」投稿論文の受付から発行までの流れについて.
8. 「年報 体育社会学」転載規程.

「年報 体育社会学」投稿規程

令和 5 年 6 月 25 日 制定

令和 7 年 6 月 22 日 改訂

(目的)

第 1 条 日本体育社会学会（以下「本学会」という）の機関誌（「年報 体育社会学」という）発行の事業を行うため、会則第 10 条第 4 項にもとづき本規程を設ける。

(投稿資格)

第 2 条 「年報 体育社会学」（以下「本誌」という）に投稿できる原稿の筆頭著者は、本学会の会員に限る。ただし、編集委員会（以下「委員会」という）が認めた場合にはその限りではない。（論文の掲載費用については第 19 条を参照）。

(種類)

第 3 条 原稿の種類は論文、書評、その他委員会が認めたものとする。論文は依頼論文（特別寄稿、特集論文）、投稿論文（査読つき：原著論文、研究資料、事例報告）からなり、投稿論文は完結した未発表のものであり、他誌に未掲載のもの、及び投稿中でないものに限る。なお、本学会大会および日本体育・スポーツ・健康学会大会等における口頭発表等（発表抄録掲載内容を含む）や口頭発表等に用いた資料の内容を充実させた論文、あるいは各種研究助成金の交付を受けた研究をまとめた論文は、投稿することができるものとする。

2 委員会は、以下の規定を満たす投稿論文について、二次出版論文として本誌への投稿を認める。

- (1) 二次出版論文は、一次出版論文と異なる言語で書かれ、一次出版論文のデータ、解釈を忠実に反映したものであること。
 - (2) 二次出版論文は、主として一次出版論文と異なる読者層のために書かれていること。
 - (3) 一次出版論文の編集責任者の許諾文書と既刊論文（別刷り、コピー、または電子版のデータのいずれか）を添えて本誌編集事務局に提出すること。
 - (4) 二次出版論文の表題頁の脚注に、一次出版論文の掲載雑誌名、巻、頁、発行年、表題、およびその論文の二次出版であることを明記すること。
 - (5) 二次出版論文の投稿は、一次出版論文の掲載雑誌の発行後とすること。
 - (6) 論文の構成・形式は本誌投稿規程に従うこと。
- なお、論文の採否は委員会で決定し、二次出版論文の著作権は本学会に属するものとする。

(言語)

第 4 条 原稿における使用言語は日本語とし、計量単位は原則として国際単位系（SI）とする。ただし、編集委員会が認めた場合にはその限りではない。

(作成方法)

第 5 条 原稿は Microsoft Word で作成するものとし、A4 判横書き、原則として、全角 40 字 30 行のページ設定とする。原稿は、委員会が別に定める「投稿の手引き」に従って作成する。

(文字数)

第 6 条 論文原稿の規定文字数（スペースを含める）は次の通りとする。図表、写真、その他の資料（付録等を含む）を含める原稿は、第 7 条に基づいて、図表、写真、その他の資料（付録等を含む）を文字数に換算する。なお、投稿論文の査読における修正変更により、受理後に印刷規定ページ数を超える場合には、超過掲載に要する費用は投稿者が負担する。

- 2 本文、注記、文献リストの総文字数については、論文は全角 20,000 文字以内、書評は 2,700 文字以内とする。
- 3 題目、著者名、所属機関、キーワード、英文抄録およびその和訳については、上記の文字数の上限に含めない。

(図表等の換算)

第 7 条 投稿時の図表、写真、その他の資料（付録等を含む）は、原則として、その大きさが刷り上がりと同様になるように投稿の手引きを参照して作成する。

- 2 図表、写真、その他の資料（付録等を含む）を刷り上がり紙面のサイズ（A4）にまとめた場合は、原則として 4 ページ以内とする。ただし、研究資料の場合は、原則として 6 ページ以内とする。
- 3 図表、写真、その他の資料（付録等を含む）が 1 ページに満たない（空白がある）場合も含めて 1 ページあたり全角 1,800 文字に換算する。
- 4 図表やその他の資料（付録等を含む）は白黒を原則とし、カラー図表、写真、その他のカラー資料（付録等を含む）の掲載等特別の費用を要した場合には、その超過分を投稿者が負担する。

(図表等の挿入)

第 8 条 図表、写真、その他の資料（付録等を含む）には、それぞれに通し番号とタイトルをつけ、本文とは別に番号順に一括する。図表、写真、その他の資料（付録等を含む）の挿入箇所は、本文中にそれぞれの番号を明記する。

(文献)

第 9 条 本文中での文献の記載は、原則として著者・出版年方式 (author-date method) とする。また文献リストは、本文の最後に著者名のアルファベット順に一括する。引用および注記の方法は、原則として、委員会が別に定める「投稿の手引き」に従う。

(英文抄録)

第 10 条 特集論文及び投稿論文の原稿には、英語による 400 語以内の抄録を添える。同時に、英文抄録の和訳文を添付する。

(ページ番号)

第 11 条 論文のページには、通し番号をつける。

(被験者の取り扱い)

第 12 条 論文の作成に際して、被験者の取り扱いについては、日本体育・スポーツ・健康学会の総会で採択した「研究者の倫理について (覚書)」を参照し、人権擁護の立場から十分注意するとともに、実際に配慮した点や、所属機関等の研究倫理委員会の承認を得ている場合にはその旨を論文中に明記する。

(謝辞および付記)

第 13 条 公平な審査を期するため、謝辞および付記等は論文の受理後に書き加える。

(投稿の受付)

第 14 条 投稿論文は、電子投稿とし、随時受け付ける。

(審査)

第 15 条 投稿論文は委員会による審査を受けるものとする。論文の掲載可否および掲載時期は、委員会において決定する。

(受付日)

第 16 条 投稿論文は電子投稿受付日を論文の受付日とし、委員会による掲載決定後、電子投稿採択日を受理日とする。受理された論文は、委員会が訂正を要求した箇所以外に、委員会の承認なしに変更を加えてはならない。

(再提出)

第 17 条 委員会より訂正を求められた投稿論文は 60 日以内に再提出することとし、60 日を超えて再提出された場合には新たに投稿された論文として受け付ける。

(刊行)

第 18 条 委員会において掲載が承認された論文は、web データ (PDF) を J-Stage に公開するとともに、冊子として刊行される。

(費用)

第 19 条 web データ (PDF) および冊子に掲載が承認された投稿論文は、第 6 条第 1 項、第 7 条第 4 項を除いて、掲載に必要な費用を無料とする。

2 依頼論文、書評、その他の原稿の掲載費用は無料とする。

(校正)

第 20 条 公開される論文の著者校正は 1 回とする。著者校正の際、印刷上の誤り以外の字句の修正や、投稿原稿にない字句の挿入および図表、写真、その他の資料 (付録等を含む) の修正は認められない。

(別刷)

第 21 条 冊子における論文の別刷を希望する著者は、著者校正の際に必要な部数を印刷会社に連絡する。ただし、この場合の経費は著者の負担とする。

(著作権)

第 22 条 本誌に掲載された論文の著作権の一切 (著作権法第 27 条および第 28 条の権利を含む) は、本学会に帰属または譲渡されるものとする。ただし、論文の内容に関する責任は当該論文の著者が負う。

(規程の改正)

第 23 条 本規程は、理事会の議を経て決定し、総会の決議により改正することができる。

附則

1. 本規程は、令和 5 年 6 月 25 日から施行する。

「年報 体育社会学」投稿の手引き

令和 5 年 6 月 25 日 制定

令和 7 年 6 月 19 日 改訂

1. 原稿の種類

投稿規程第 3 条に定められているように、本誌に掲載される原稿の種類には、依頼論文（特別寄稿、特集論文）、投稿論文（原著論文、研究資料、事例報告）、書評、その他編集委員会が認めたものがあります。また、投稿規程第 4 条に定められているように、原稿における使用言語は日本語に限られます。ただし、編集委員会が認めた場合にはその限りではありません。

2. 投稿論文の種類

- 1) 「原著論文」は、科学論文としての内容と体裁を整えているもので、新たな科学的な知見をもたらすものであることが必要です。
- 2) 「研究資料」は、調査や実験の結果を主体にした報告であり、体育社会学の研究上、客観的な資料として価値が認められるものです。この場合、原著論文に必要な見出しや、それに相当する内容のすべてを含む必要はありませんが、関連研究とのつながりの中で、その資料を提出することの意義が明らかであり、資料そのものの説明が十分になされていることが必要です。
- 3) 「事例報告」は、特定の少数の事例を詳細に調査・研究し、その結果を報告することによって、体育社会学の発展に寄与できるものです。

3. 電子投稿

- 1) 「年報 体育社会学」では、投稿および審査をすべてオンライン上で行います。
- 2) 投稿原稿は、編集幹事（一ツ橋印刷株式会社）投稿受付メールアドレスへ添付ファイルで送信します。
- 3) 投稿論文、図表、写真、その他の資料（付録等を含む）の原稿は、Microsoft Word, Excel, PowerPoint, のファイルと投稿原稿の PDF です。
- 4) web データ (PDF) として公開した論文に関して、通常公開までに見つかった誤りは、編集委員長の承認の下に訂正して、訂正版を通常公開することができることとします。論文の通常公開の後に見つかった誤りは、編集委員長の承認による「訂正記事」によって訂正することとします。
- 5) 「年報 体育社会学」の編集事務局への連絡は、次の通りです。
E-Mail: arspes@onebridge.co.jp

4. 原稿の作成

一般社団法人日本体育・スポーツ・健康学会「体育学研究」投稿の手引きの「Ⅲ. 原稿の作成」に準じて作成してください。

「年報 体育社会学」投稿倫理規程

令和5年6月25日 制定

令和7年6月19日 改訂

（目的）

第1条 本投稿倫理規程（以下「規程」という）は、「年報 体育社会学」（以下「本誌」という）へ投稿される原著論文、研究資料、事例報告等（以下「投稿論文等」という）の投稿倫理に係る必要な事項について定める。

（研究倫理委員会等の承認）

第2条 投稿論文等に係る研究を実施するにあたり、研究を実施した機関の倫理委員会（もしくは、これに準ずる組織）の承認を得ていることが望ましい。ただし、承認を得た場合には、その旨を論文に記載する。

（二重投稿）

第3条 投稿論文等はオリジナルの論文であり、以下の項目を遵守しなければならない。

- (1) 投稿された論文は、他の論文等で公表されたものであってはならない。
- (2) 他の学会誌等に投稿中の論文を投稿してはならない。
- (3) 以前に公表した論文に、データや事例を増やしただけ、あるいは一部を改編しただけの修正で、新たに投稿してはならない。
- (4) 他の学会誌等で公刊された、もしくは投稿中の論文で使用したデータを用いて投稿する際には、その旨を記述するとともに、その論文とは異なる視点でのデータ解析や独自性の高い分析が行われ、その違いが明確にわかるような記述がなされていなければならない。

（個人情報の保護）

第4条 投稿論文等に用いたデータや個人情報は、個人情報保護法を踏まえ、適切に保護されなければならない。

- (1) 論文において、研究対象にした個人や施設が特定されるような記述を行わない。
- (2) 個人情報を含む研究データは適切に管理しなければならない。
- (3) 研究データの捏造を行ってはならない。

（著作権の侵害）

第5条 投稿者は他論文等の引用にあたり、著作権を侵害しないようにしなければならない。

（掲載論文の取り消し）

第6条 以下の問題が生じた場合には、すでに掲載された論文であっても、掲載を取り消すことがある。その審議と決定は、編集委員会が理事会との協議のもとで行う。

- (1) データ捏造等、虚偽の記載が判明した場合
- (2) 二重投稿であることが判明した場合
- (3) 掲載論文に倫理上の問題が判明した場合
- (4) その他、編集委員会が問題とする事項が起きた場合

（規程の改廃）

第7条 本規程の改廃は、編集委員会の議を経て決定し、理事会の承認を得るものとする。

附則

1. 本規程は、令和5年6月25日から施行する。

（参考）「未発表論文（「年報 体育社会学」に投稿可能な論文）」の定義について

投稿規定において含意されている既発表論文には、雑誌論文（掲載予定・投稿中のものを含む）、単行図書・単行図書所収論文（出版予定のものを含む）だけでなく、科研費報告書（あるいは、それに準ずる報告書）・修士論文・博士論文・学会報告資料を含みます。したがって、これらの論文あるいはその一部を、そのまま投稿することはできません。

ただし、既発表論文との関係については、発表のしかたによって、研究活動上の意味が異なりますので、編集委員会としては、そのことを考慮して、つぎのような取り扱いをします。

既発表論文のうち公刊されている論文、すなわち、雑誌論文、単行図書・単行図書所収論文、公刊された博士論文をもとにして書かれた、または、関連する内容の論文を投稿する場合には、これらの既発表論文すべてのコピーと、これらの論文と投稿論文の関係について説明した文書を添付してください。編集委員会が必要と認めた場合には、論文審査に入る前に、既発表論文と投稿論文の関係について点検を行います。

上記の諸論文については、引き写しに相当する部分が全体の3分の1未満で、かつ、同趣旨の内容が論文の中心部分を占めていないと判断できる場合にのみ、投稿を受け付けます。

上記以外の発表形態の論文、すなわち、科研費報告書（およびそれに準ずる報告書）・修士論文・未公刊の博士論文・学会報告資料の場合も、そのまま引き写して投稿するのではなく、議論を発展させ新たな論文にするために必要な書き直しをしてください。必要な書き直しの程度については、執筆者の裁量を尊重します。科研費報告書（およびそれに準ずる報告書）・修士論文・未公刊の博士論文・学会報告資料については、添付する必要はありませんが、この場合でも、投稿論文の注または付記では必ず言及してください。

以上の手続きは、研究水準の維持・向上、および、会員の皆さんの研究の発展過程に対して、本誌の編集・刊行が、より適合的なものになることを目指して定めるものです。

※ 本定義は日本社会学会の「未発表論文（「社会学評論」に投稿可能な論文）の定義について」を参考にして本学会用に書き改めたものである。

「年報 体育社会学」論文審査要領

令和 5 年 6 月 25 日 制定

1. 「年報 体育社会学」論文審査に関する申し合わせにおける第 4 条第 2 項に基づき、投稿論文の「論文審査要領」を以下のように定める。
2. 審査員は、「投稿規程」および「投稿の手引き」に示された「投稿論文の種類」に応じて論文の審査を行い、審査結果（判定）を報告し、審査コメント（判定理由）を編集委員会（以下「委員会」という）に提出する。
3. 論文の審査対象
 - 1) 審査対象には論文の内容のほか、「投稿規程」および「投稿の手引き」に記された体裁も含む。
 - 2) 英文抄録も審査の対象とする。ただし、英文抄録の和訳は審査対象としない。
4. 審査員による判定の基準は、A（掲載可）、B（修正再審査）、C（大幅修正再審査）、D（掲載不可）、E（審査困難）の 4 つとする。
 - 1) 判定 A は、誤字脱字等のケアレスミスがなく、そのまま掲載が可能な論文の場合である。
 - 2) 判定 B は、小さな内容の修正が必要な論文の場合である（ケアレスミスを含む）。
 - 3) 判定 C は、大幅な修正が必要な論文と判断されるものの、継続的な修正によって掲載が可能と判断された論文である。
 - 4) 判定 D は、論文の内容に修正不可能な問題があり、掲載が不適切な論文の場合である。
 - 5) 判定 E は、何らかの理由で論文の審査が困難な場合である。この場合、審査員はできるだけ速やかに委員会に回答する。
5. 審査員は次の点に留意して審査を行う。
 - 1) 投稿規程第 22 条に「論文の内容に関する責任は当該論文の著者が負う」とあるので、審査は論文内容の科学的妥当性を評価することを主な目的とし、審査員の考えを押しつけることがないよう配慮する。
 - 2) 審査員は、原則として、2 回目以降の審査において、新たな事柄の指摘あるいは修正要求をすることはできない。ただし、投稿者による修正によって新たに生じた照会事項および修正事項については、この限りではない。
 - 3) 判定に当たっては、例えば「条件つき A」等といった曖昧な判定を避ける。また、投稿者が指定した論文の種類に応じた観点から判定し、「原著論文としての投稿であるが、研究資料として A」といった論文の種類の変更をもとめるような判定をしない。
 - 4) 照会事項、修正要求事項を明確にする。特に第一回の査読時に、全体として何を（どこを）修正すれば良くなるのか明示する。また、修正文案の例示は、できる限り避ける。
 - 5) 投稿者を侮辱するような表現の審査コメント、あるいはその他人権侵害、差別、ハラスメントに該当するコメントは行わない。審査コメントとして不適切な表現であると委員会が判断した場合は、委員会が該当部分を削除する権利を有する。
 - 6) 審査員は、原則として、投稿論文の掲載可否が決定するまで、投稿者、他の審査員および編集委員と、審査に関わる連絡を取ることはできない。なお投稿論文の内容や判定については秘密を厳守する。
6. 審査員が判定理由をファイルで作成する場合は、審査員名が特定できるファイル名にしない。
7. 本論文審査要領の改廃は編集委員会が行う。

附則

1. 本要項は令和 5 年 6 月 25 日より施行する。

論文審査に関する申し合わせ

令和 5 年 6 月 25 日 制定

令和 7 年 6 月 19 日 改訂

1. 編集委員会（以下「委員会」という）運営細則第 2 条に基づき、論文審査に関する申し合わせを以下のように定める。
2. 審査員の選出と審査・閲読期間
 - 1) 編集委員長（以下「委員長」という）が編集委員から担当編集委員を選出し、担当編集委員が審査員を選出する。審査員は、会員・非会員を問わない。ただし、下記 4) で認められている場合を除いては、編集委員を審査員に選出することはできない。
 - 2) 投稿論文（原著論文、研究資料、事例報告）については、担当編集委員は 2 名の審査員を選出し、審査を依頼する。
 - 3) 依頼論文（特別寄稿、特集論文）、書評、その他委員会が認めたものについては、担当編集委員が閲読を行う。
 - 4) 以下の場合、編集委員に審査員を依頼することができる。
 - (1) 投稿論文としての水準に達していないことが明白な論文
 - (2) その他、委員長が認めた場合
 - 5) 新規投稿論文の審査期間と新規依頼論文等の閲読期間は、原則として 4 週間とする。ただし、審査員が会員の場合は 2 週間の、非会員の場合は 3 週間の猶予期間をおく。
 - 6) 修正論文の審査期間は、原則として 2 週間とする。ただし、審査員が会員の場合は 1 週間の、非会員の場合は 2 週間の猶予期間をおく。
3. 投稿規程第 22 条に「論文の内容に関する責任は当該論文の著者が負う」とあるので、審査は論文内容の科学的妥当性を評価することを主な目的とし、審査員の考えを押しつけることがないよう配慮する。
4. 新規投稿論文に対する審査
 - 1) 新規投稿論文が「年報 体育社会学」投稿規程に反していると担当編集委員が認めた場合には、委員長は投稿者に論文の修正を求めることができる。
 - 2) 審査員は委員会が別に定める「年報 体育社会学」論文審査要領に従って論文を審査し、審査結果（判定）を委員会に報告しなければならない。審査員による判定の種類およびその基準は以下の通りとする。

A 判定：誤字脱字等のケアレスミスがなくそのまま掲載が可能な論文と判断されたもの

B 判定：小さな内容の修正（ケアレスミス含む）で掲載が可能な論文と判断されたもの

C 判定：大幅な修正が必要な論文と判断されたものの、継続的な修正によって掲載が可能と判断されたもの

D 判定：論文の内容に修正不可能な問題があり、掲載が不適切な論文と判断されたもの

E 判定：何らかの理由で審査が困難であると判断されたもの
 - 3) D 判定に対し、担当編集委員は直ちに他の審査員を選び、審査を依頼する。
 - 4) 委員会は、審査員の判定に基づき、原稿掲載の可否を以下のように決定する。
 - (1) 審査員が 1 名の場合は、その判定に従う。
 - (2) 審査員 2 名の場合はつぎのようにする。

(A, A) の場合「掲載可」

(A, B), (A, C) の場合 B, C 判定の審査員による修正論文の「修正再審査」

(B, B), (B, C), (C, C) の場合、同じ審査員による「修正再審査」

(D, D) の場合「掲載不可」

(A, D), (B, D), (C, D) の場合、担当編集委員は 3 人目の審査員を選び、審査を依頼し、3 名の審査員の判定を併せて以下のようにする。

(A, D, A) の場合「掲載可」

(A, D, B) の場合「修正再審査」

(A, D, C) の場合「修正再審査」

(A, D, D) の場合「掲載不可」

(B, D, A) の場合「修正再審査」

(B, D, B) の場合「修正再審査」

(B, D, C) の場合「修正再審査」

(B, D, D) の場合「掲載不可」
 - 5) 委員会は審査結果を速やかに投稿者および審査員に通知する。
 - (1) 「掲載可」および「掲載不可」の場合は、担当編集委員が所見を作成し、委員会による審議を行う。その審査結果および全審査員の判定と審査コメントを投稿者に送付する。
 - (2) 「修正再審査」の場合は、全審査員の判定と審査コメントを投稿者に送付し、論文の修正・再提出を求める。この際、2 名の審査員の意見が矛盾する、審査コメントとして不適切な表現がある等、審査コメントをそのまま投稿者に送付することに問題がある場合には、必要に応じて担当編集委員が審査員との調整を行う。調整期間は、原則として 2 週間とする。

5. 再提出論文（修正論文）に対する審査
 - 1) 再提出論文はB判定，C判定の審査員が再度審査する。
 - 2) 再審査時には，1回目の審査員の審査結果および投稿者からの回答書が再審査を担当する審査員に公開される。
 - 3) 再審査の結果により，以下の基準で審査結果を決定する。
 - (1) それまでの審査と合わせAが2つの場合は「掲載可」，Dが2つの場合は「掲載不可」とする。
 - (2) 初めてDがついた（A，D）（B，D）の場合は，上記4)-(2)に従う。
 - (3) B，Cの場合は「修正再審査」とする。
 - 4) 審査結果は，上記4)-(2)に従って投稿者に通知する。
 - 5) 以下，繰り返される再提出に対しては同じ手順を繰り返す。ただし，3回目の原稿が提出された時点以降は，編集委員会による判断を優先させることができる。なお，2回目の審査以降に，第3審査員を依頼した場合は，その時点を1回目とみなす。
6. 担当編集委員が所見作成段階において，当該投稿論文の判定に重大な問題（「今後の課題」や「研究の限界」の加筆を含む）があると判断した場合には，委員長承認の下，審査員に照会する。担当編集委員は，審査員への照会結果（問題の指摘に対する同意・不同意）に基づき，以下のように決定する。
 - (1) 審査員が1名の場合はつぎのようにする。
 - （同意）の場合，担当編集委員から直接投稿者に論文の修正・再提出を求める。
 - （不同意）の場合，編集委員会のメール審議を行う。
 - (2) 審査員2名の場合はつぎのようにする。
 - （同意，同意），（同意，不同意）の場合，担当編集委員から直接投稿者に論文の修正・再提出を求める。（不同意，不同意）の場合，編集委員会のメール審議を行う。
7. 委員会がメール審議の段階において，当該投稿論文の判定に重大な問題（「今後の課題」や「研究の限界」の加筆を含む）があると判断した場合には，審査員に照会した上で，委員会としての判断を下す場合がある。
8. 上記2～7とは別に，投稿規程第3条で定める「二次出版」の論文については，すでに他誌によって審査を受けて掲載されたものではあるが，編集委員が審査を行う。審査期間は，原則として4週間とし，2週間の猶予期間をおく。
9. 本申し合わせの改廃は，委員会が行う。

附則

1. 本申し合わせは，令和5年6月25日から施行する。

日本体育社会学会 編集委員会運営細則

令和 5 年 6 月 25 日 制定

令和 7 年 6 月 19 日 改訂

(目的)

第 1 条 この運営細則（以下「細則」という）は、委員会規程（以下「規程」という）第 7 条に基づき、会則第 10 条第 4 項に定める機関誌の発行事業のうち、編集委員会（以下「委員会」という）の構成、運営等に係る必要な事項について定める。

(活動)

第 2 条 本委員会は機関誌「年報 体育社会学（Annual Review for the Sociology of Sport and Physical Education）」（以下「機関誌」という）の発行を目的として以下の各事項を行う。

- (1) 編集の企画、立案、原稿依頼
- (2) 投稿された原著論文、研究資料、事例報告（以下「投稿論文」という）の機関誌への掲載の可否を決定するための査読、依頼論文、書評、その他委員会が認めた原稿の閲読ならびにこれらを遂行するのに必要な業務
- (3) 査読結果あるいは閲読結果に基づき、原稿の機関誌への掲載の可否の決定
- (4) その他、委員長が必要と認めたもの

(構成)

第 3 条 委員会は、下記の編集委員（以下「委員」という）で構成する

- (1) 事務局長
- (2) 会長が本学会理事から委嘱する編集委員長（以下「委員長」という）
- (3) 会長が委嘱する 5 名以内の本学会理事、及び委員長が推薦する会員
- (4) 本学会の研究委員会委員長。ただし前号(3)で選出された場合には副委員長
- (5) 本学会の学生研究奨励賞選考委員長。ただし前号(3)で選出された場合には副委員長

(任期)

第 4 条 委員の任期は、前条(1)から(5)に規定する委員の任期は、本学会の理事の任期に準ずる。

- 2 欠員の補充により就任した委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第 5 条 委員長は、委員のなかから、投稿論文、依頼論文、書評、その他委員会が認めた原稿について担当編集委員を指名することができる。

- 2 前項の規定に基づき指名された担当編集委員は、当該投稿論文について 2 名の査読者あるいは当該依頼論文等の閲読者を定め、これに査読あるいは閲読を依頼する。
- 3 担当編集委員は、前項に規定する依頼がなされた場合には、その査読者名あるいは閲読者名をすみやかに委員長に報告する。
- 4 担当編集委員は、当該投稿論文についての査読者あるいは当該依頼論文等の閲読者の報告をすみやかに委員長に報告する。
- 5 前項の規定にかかわらず、委員長は、機関誌の発行に関連する日常的業務の遂行を第 8 条に定める編集幹事に委嘱することができる。

(副委員長)

第 6 条 編集副委員長（以下「副委員長」という）は、委員の互選により選任する。

- 2 副委員長は、委員長に事故あるとき、会長の委嘱により委員長を代行する。

(開催)

第 7 条 委員会は、1 年に 2 回以上開催する。ただし、メール審議やオンライン会議等の方法を用いて開催することができる。

(編集幹事)

第 8 条 委員会に編集幹事をおく。

- 2 編集幹事は、一ツ橋印刷株式会社（東京都江東区深川 2-4-11）の学術印刷業務担当者とする。
- 3 編集幹事は、委員長の指示に基づき、委員会の業務の円滑な遂行を補佐する。

(報告)

第 9 条 委員長は、審議を終了したときは、速やかに書面およびメールをもってその経過および結果を理事長に報告しなければならない。

(諸経費)

第 10 条 委員長は、本学会の経費支出規程に基づき、事務局に依頼して委員会活動に関わる経費を支出するものとする。

(記録)

第 11 条 委員長は、議事の概要を記録し、事務局に保存しなければならない。

(事業計画および予算)

第 12 条 委員長は、定められた時期に翌年度の事業計画および予算の原案を理事会に報告する。

(事業報告および決算)

第 13 条 委員長は、定められた時期に当該年度の事業報告および決算の原案を理事会に報告する。

(補則)

第 14 条 本細則の定めのない事項については、理事会で決定する。

(改廃)

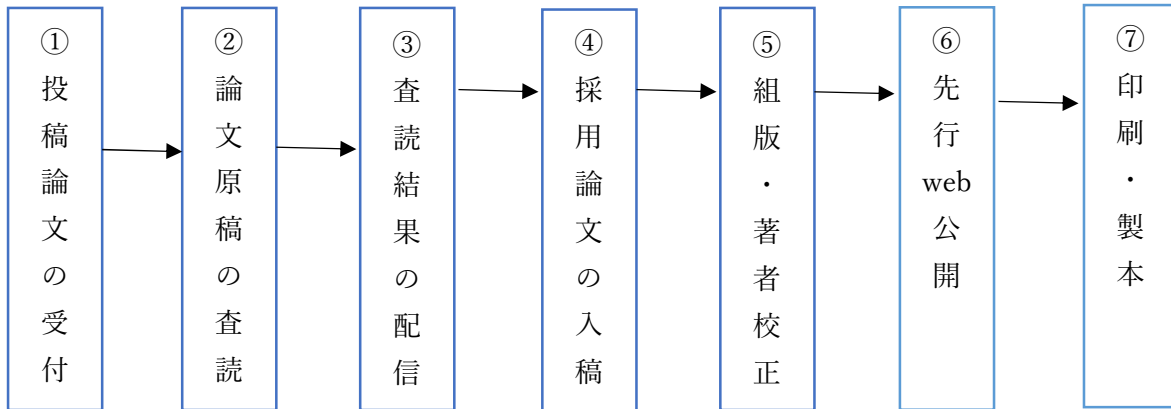
第 15 条 本細則の改廃は、理事会にて行う。

(附則)

1. 本細則は令和 5 年 6 月 25 日より施行する。

「年報体育社会学」の刊行について、以下に①投稿論文の受付から⑦印刷・製本のそれぞれの作業内容についてご説明致します。

<全体の流れ>



① 投稿論文の受付

受付は常時、メールを用いて一ツ橋印刷にて受付致します。なお、入稿する際、投稿の手引きを一読の上、ご投稿ください。

<投稿論文の送付先>

一ツ橋印刷株式会社 年報体育社会学受付係

arspes@onebridge.co.jp (〒135-0033 東京都江東区深川 2-4-11)

原稿データについては「投稿の手引き：3 電子投稿」をご参照ください。

② 論文原稿の査読

初投稿時の査読期間は約 **4 週間**、再投稿時は約 **2 週間**となります。投稿時期によって、雑誌への掲載が次年度となる場合がありますが、受理され、校了となり次第 **web** にて先行公開されます。

③ 査読結果の配信

メールにて著者へ査読結果を配信致します。

④ 採用原稿の入稿 ⑤組版著者校正

採用された論文は弊社にて組版・著者校正を致します。著者による確認・校正～修正・校了までの期間は約 **1 ヶ月**となりますが、上記はあくまで目安となります。著者との校正については、メールを想定しておりますが、適宜（カラー印刷希望の際等）郵送（紙媒体）にて対応致します。

⑥ 先行 web 公開

著者校正後、校了となりました論文について先行 **web** 公開を致します。

web 公開につきましては冊子体へのモノクロ掲載依頼論文であっても写真等についてカラーにて掲載となります。冊子体については原則モノクロとなります（カラーをご希望の場合は著者による実費負担となります）。

⑦ 印刷・製本

掲載記事、論文が全て校了となりました後、刷版、印刷、製本に約 **2 週間**を頂戴しております。

<お問合せ>

一ツ橋印刷株式会社 年報体育社会学受付係

〒135-0033 東京都江東区深川 2-4-11

E-mail:arspes@onebridge.co.jp

TEL: 03-5620-1953 FAX: 03-5620-1960

『年報 体育社会学』転載規程

令和 7 年 6 月 19 日 制定

(目的)

第 1 条 日本体育社会学会(以下「本会」という)は、機関誌「年報 体育社会学」(以下「機関誌」という)に掲載された論文、書評の転載について定める。

(基本姿勢)

第 2 条 本会では、以下を条件に、機関誌に掲載された論文の転載を認める。

- (1) 早期公開を除き、電子ジャーナルに掲載されていること
- (2) 著者からの転載許諾を得て、本会に申請すること
- (3) 公開にあたっては出典を明示し、電子版への転載は機関誌電子ジャーナルの DOI にリンクを貼るかたちで行うこと
- (4) 著作権は本会に属すること
- (5) 公開後、再掲された論文のコピー、電子版においては URI もしくは URL を本会事務局宛に送付すること

(機関の申請手続き)

第 3 条 書籍等への転載、あるいは機関リポジトリへの掲載を求める機関は以下の申請手続きをとるものとする。

- (1) 転載を申請する機関は、指定の申請書類(本会 HP にて公開)または同様の情報が記載された任意様式を本会事務局に提出するものとする
- (2) 許可の審査は理事会で行う
- (3) 許可した機関には「転載許可書」を発行する。

(補足)

第 4 条 その他、本規程に定められていない事項に関しては、理事会において審議する。

(規程の改廃等)

第 5 条 本規程の改廃は理事会の議を経て決定し、総会にて報告する。

附則

この規程は 令和 7 年 6 月 22 日から施行する。